様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和８年１１月６日

桑折町議会議長　原　　賢　志　　様

桑折町議会議員
３番　半沢　正保

一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
１　県道353号国見福島線に架かる産ヶ沢橋について	県道353号国見福島線に架かる産ヶ沢橋は、地域住民の日常生活を支えるとともに、桑折工業団地への通勤や物流を担う重要な交通施設である。桑折工業団地は総面積57.3ヘクタール、立地企業約30社を有する本町の主要な産業拠点である。従業員数は1,500人から1,800人程度と推計されるが、その実数については確認が必要である。朝夕の通勤時間帯には交通が集中し、慢性的な渋滞が発生している。 産ヶ沢橋は幅員が6.8メートルと狭く、対向車とすれ違う際には圧迫感があり、歩行者や自転車の通行にも不安がある。特に大型車両同士のすれ違いでは、事実上の交互通行となる場面もあり、渋滞を助長する要因となっている。 福島県が令和8年1月に公表した橋梁長寿命化修繕計画の個別施設計画によると、産ヶ沢橋は昭和35年に架設され、今年で66年が経過している。橋長は31.6メートル、幅員は6.8メートルである。また、令和4年の点検では、早期に措置を講ずべき状態を示す「健全性判定Ⅲ」とされ、計画には修繕着手が記載されている。 老朽化した橋梁の修繕を確実に進めることは当然である。しかし、修繕によって橋の健全性が改善されても、幅員6.8メートルという構造上の課題や、歩行者・自転車の通行に対する不	町　長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	安が解消されるとは限らない。 県道の管理主体は福島県であるが、町民の安全確保と地域産業の発展のため、町が主体的に通行実態を把握し、客観的な資料に基づいて県と協議する必要があると考える。そこで、次の6点について伺う。 (1) 現状と修繕内容の把握 産ヶ沢橋は、架設から66年が経過し、令和4年の点検では健全性判定Ⅲとされている。町は、橋梁の具体的な損傷箇所及び損傷の程度、修繕工事の内容、現在の進捗状況、着工及び完了予定時期について、県からどのような説明を受けているのか伺う。また、今回の修繕によって橋梁の健全性がどの程度改善される見通しなのか、さらに幅員の拡大や歩行者・自転車の通行空間の改善が修繕計画に含まれているのか伺う。 (2) 町のこれまでの取組 産ヶ沢橋の幅員は6.8メートルであり、大型車両の通行や歩行者・自転車の安全確保に課題がある。町は、過去5年間に産ヶ沢橋の拡幅や交通安全対策について、県に対して何回、要望又は協議を行ってきたのか。その実施年月日、協議先、要望内容及び県からの回答を伺う。 また、県から事業化に向けた課題が示されている場合、その具体的な内容と今後の協議予定について伺う。 (3) 通行実態を踏まえた合同調査 橋梁の安全性と交通の円滑性を判断するためには、幅員6.8メートルの内訳をはじめ、車道の有効幅員、前後の道路との幅員差、1日当たりの交通量、朝夕のピーク時1時間当たりの交通量、大型車混入率、歩行者・自転車の通行量及び過去5年間の交通事故件数など、客観的な数値による検証が必要である。 町は、これらの数値をどの程度把握しているのか伺う。また、県、警察及び地域住民と合同で現地調査を実施し、大型車両のすれ違い状況や通行上の危険箇所を確認するとともに、朝夕の交通量や渋滞状況を数値化する考えがあるか伺う。 あわせて、令和8年度内に合同調査を実施するよう県に働きか	

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	ける考えがあるか伺う。 (4) 拡幅又は架け替えの比較検討 橋梁の幅員不足を解消する方法としては、既設橋の拡幅、歩行者・自転車専用の側道橋の設置、現在位置での架け替え、別位置への新橋整備などが考えられる。 産ヶ沢橋についても、現在の幅員6.8メートルを前提に、将来の交通需要を踏まえた必要幅員を明らかにするとともに、これら4つの整備方法について比較検討する必要があると考える。そこで、それぞれの整備方法について、安全性、技術的な実現可能性、用地取得、河川への影響、概算事業費、工事期間、将来の維持管理費及び工事中の交通への影響を比較するよう、県に求める考えがあるか伺う。 また、令和9年度中を目標に、県と比較検討の実施について協議する考えがあるか伺う。 (5) 事業化に向けた町の行動 橋梁の拡幅や架け替えには、調査、設計、用地取得及び工事など、複数の段階があり、事業化までに相当の期間を要することが想定される。だからこそ、単なる要望にとどまらず、事業化に向けて何が必要であるのかを具体的に整理することが重要である。 町は、県との協議を通じて、事業化に必要な交通量調査、整備方法の比較検討、概算事業費、活用可能な国の補助制度、町としての協力事項などを明確にし、今後の要望に反映する考えがあるか伺う。 また、次回の県との協議及び拡幅に関する正式な要望を、いつまでに実施する考えなのか、町としての具体的な目標時期を伺う。 (6) 当面の安全確保と住民への説明 拡幅や架け替えなどの抜本的な整備には一定の期間を要すると考えられるが、それまでの間も地域住民や通勤者の安全を確保する必要がある。特に、幅員6.8メートルの橋梁において、大型車両と一般車両のすれ違いや歩行者・自転車の通行時に	

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	生じる危険を軽減するため、注意喚起標識、路面表示、見通しの改善など、現地の状況に応じた対策を県及び警察と協議する考えがあるか伺う。 　また、令和8年度内に実施可能な安全対策について、具体的な内容と実施時期を明らかにする考えがあるか伺う。 あわせて、橋梁の修繕内容、拡幅に向けた県との協議状況、県からの回答及び今後の課題について、地域住民に説明する機会を設ける考えがあるか伺う。 　さらに、令和8年度末までに、それまでの取組状況と今後の見通しを住民に報告する考えがあるか伺う。 　県が管理する橋梁である以上、町が直ちに拡幅や架け替えの事業決定を約束できるものではない。しかし、町がいつ県と協議し、何を要望し、その結果をどのように住民に伝えるかは、町の判断と行動によって明らかにできるものである。 　架設から66年が経過した産ヶ沢橋について、修繕による長寿命化と通行環境の抜本的な改善を両立させ、町民が安全かつ安心して利用できる橋梁とするため、町として主体的かつ計画的に取り組む考えを伺う。	
2　５校の閉校記念事業実行委員会の設置について	本町の小学校4校と中学校1校を統合し、新たな義務教育学校を設立する方針が示され、その実現に向けた準備が確実に進められている。 　令和7年12月9日に桑折町議会が提出した「桑折町における義務教育学校の早期実現を求める意見書」に、小学校を「明治6年の創立以来、150年近くにわたり地域文化と子どもたちの成長を支えてきた歴史ある学び舎が学校の統合に伴い、閉校することに複雑な思いや寂しさを感じる住民の心情に深く共感していることを述べさせていただいた。 　小中学校は、単なる教育施設ではなく、長年にわたり地域の教育と文化の中心として、多くの卒業生や地域住民に親しまれてきた存在である。その歴史と伝統、地域の思いを次世代へ継承することは、新たな義務教育学校の設立と同様に重要な課題である。 そのためには、各学校の閉校に向けて、学校、保護者、卒業生	教育長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	地域住民などが主体的に参画する「閉校記念事業実行委員会」を設置し、閉校記念式典や記念誌の発行、歴史的資料の保存などに計画的に取り組む必要があると考える。 義務教育学校の開校準備と並行して、５校それぞれの歴史にふさわしい閉校記念事業を進めることが重要であるとの観点から、以下３点について伺う。 ⑴ 閉校記念事業実行委員会の設置 閉校する５校について、保護者、卒業生、地域住民、学校関係者等で構成する閉校記念事業実行委員会を設置する考えはあるか。また、その方針と設置時期について各校に一任する考えか伺う。 ⑵ 閉校記念事業に対する財政支援 閉校式に伴う記念行事、記念誌の作成、校旗や校歌などの歴史資料の保存には相応の経費が必要となる。他自治体では閉校実行委員会に対する補助金制度を設けているが、本町においても必要な財政支援を行う考えはあるか伺う。 ⑶ 閉校までの工程表と歴史資料の継承 ５校それぞれの歴史と伝統を後世に伝えるため、閉校記念事業の実施日程、記念誌の作成、歴史資料の保存・継承などについて、開校までの工程表に位置付け、教育委員会が学校及び地域と連携して計画的に進める考えはあるか伺う。	
３　令和９年度醸芳中学校に設置するCSについて	醸芳中学校に、令和９年度設置するとしているCS（学校運営協議会）について、次の３点について伺う。 ⑴ 学校運営協議会の設置目的と運営方針 令和9年度に醸芳中学校へ学校運営協議会を設置するにあたり、どのような教育課題の解決と学校運営の改善を目指すのか。また、委員の構成、人数、選任方法及び協議事項など、具体的な運営方針について伺う。また、CSを町民に説明する考えがあるか伺う。 ⑵ 小学校4校との連携 義務教育学校の設立を見据えれば、中学校だけでなく、小学	教育長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	校4校を含めた9年間の一貫した教育活動と地域との連携体制を構築する必要がある。令和9年度は中学校に先行して設置する理由と、小学校4校の学校関係者や保護者、地域住民の意見をどのように反映させる考えか伺う。 (3) 義務教育学校への移行と学校運営協議会の役割 新たな義務教育学校では、学校運営協議会が教育方針の共有や特色ある教育活動の推進、地域との協働において重要な役割を担うものと考える。令和9年度に設置する学校運営協議会を、新たな義務教育学校の学校運営協議会へどのように発展・継承させる考えか伺う。	